

開催日時・場所：平成27年11月26日（木）10：00～12：00 地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、市川晃議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員（小早川構成員及び勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、福岡資麿内閣府副大臣、牧島かれん内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、石原一彦内閣府審議官、池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

議事：（1）雇用対策部会報告について

（2）平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について

（3）その他

1 冒頭、福岡内閣府副大臣及び牧島内閣府大臣政務官から以下の主旨の挨拶があった。

（福岡副大臣）皆様方におかれては、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて、大変尽力いただいております。心から感謝を申し上げます。

特に、提案募集検討専門部会におかれては、前回の会議以降も、関係府省からの2度目のヒアリングを行い、論点を整理し、対応策を検討していただいているところであり、心から敬意を表す。

また、ハローワークについては、前回の合同会議において、本年1月30日の閣議決定を踏まえ、これまでのハローワーク特区、一体的実施等の取組の成果と課題の検証等を雇用対策部会にお願いし、本日まで議論いただいたところであり、本日、その検討結果を報告いただくと承知している。

部会長の小早川議員、谷口議員をはじめ、雇用対策部会の皆様方には、短期間に精力的に議論いただき、報告書を取りまとめていただいたことに心から感謝を申し上げます。

本日は、ハローワークの地方移管を含めた対応方針の案について、皆様方に積極的な議論をお願いしたい。年末の地方分権改革推進本部及び閣議において、対応方針を決定したいと思っているので、本日も何とぞよろしくお願いする。

（牧島大臣政務官）専門の議員の皆様には大変お世話になるが、国民の方たちも注目をされている地方分権改革であるので、私も一生懸命取り組んでまいりたい。

2 次に、雇用対策部会報告書について、小早川座長代理（雇用対策部会長）から説明があった。その後、意見交換が行われ、雇用対策部会報告書を有識者会議として了承することとされた。概要は以下のとおり。

（小早川座長代理）雇用対策部会は、本年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づくハローワークについての検証、検討を行うために、本年9月から3回にわたる会合でヒアリング及び意見交換を行い、去る11月20日に部会としての報告書（資料1）を取りまとめた。

部会においては、まず次のとおり整理した。

- ・国のハローワークの持つ雇用のセーフティネットの機能は、地方移管した場合に十分維持することは難しいのではないか。
- ・一体的実施、ハローワーク特区については、職業紹介と福祉施策や産業施策との連携が高い効果を生んでいると考えられ、これは安定的な取組として位置付けるべきものではないか。
- ・特区における知事から労働局長への指示権について、実際に活用されたのは1件のみだが、この指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの評価がある。そうしたことから、国と地方の連携強化のためには、現在の特区のような地域限定ではなく、全国的な制度とすべきではないか。
- ・地域のニーズに応じた地方公共団体の無料職業紹介を一層充実させるべきではないか。

これに加えて、11月12日に全国知事会の代表として、平井知事から石破大臣に要請がなされ、大臣からは、この要請の内容につき、雇用対策部会において議論するよう求めがあった。

そこで、「3 結論」にあるように、以上を総合的に検討した結果、部会においては、利用者の利便性を第一義に考え、ハローワークの地方移管として、報告書の別紙2に新たな雇用対策の仕組みというものを取りまとめた。この仕組みは、利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、法律に基づき、全国的かつ安定的な仕組みとして構築するものである。

ポイント1は、知事が国のハローワークを「實際上、都道府県の組織として活用」できる枠組みということで、都道府県・市町村と都道府県労働局との間で雇用対策全般についての「法律上の協定」を締結する。その上で、都道府県知事から都道府県労働局長へ、これまでのハローワーク特区における「指示」と同等の関与が法律上において可能であることとするというようにしている。

ポイント2は、地方版ハローワークの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介を実施できる仕組みということで、地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際の届出を廃止する。それとともに、民間事業者と同列に課されている規制や監督を廃止する。また、求人情報のオンライン提供について法定化した上で、提供する情報の範囲を、国のハローワーク職員が職業紹介に用いる情報と同様とする。そして、国による雇用保険の認定等について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応することとしている。

ポイント3は、国のハローワークと地方公共団体が同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う「利用者の視点に立っての一体的サービス」と呼ぶべきものを全国的かつ継続的に展開することとしている。この「一体的サービス」については法定化し、その上で、継続的に実施できるよう、国として必要な経費を予算措置する。さらに、「一体的サービス」の運営に当たっては、地方からの「要望」に対して迅速・積極・柔軟に対応できるようにすることなどとしている。

ポイント4は、国による支援の拡充である。国が地方の職員の研修に協力すること、国と地方の間の人事交流の拡充、地方が取り組む雇用対策事業への財政支援などを盛り込んでいる。

今後、国の方におかれては、この新たな仕組みの実現に向けて、具体的な制度設計を行っていただきたい。その際、労使の意見に加えて、地方の意見も十分に反映させるようにすべきものと考えている。

部会としては、この報告書の内容が近い将来に制度化され、国のハローワークと地方版ハローワークが、今以上に国民の雇用の確保に資するものとなり、ひいては国民生活、国民経済の安定と向上につながっていくことを期待する。

(大橋構成員) ポイント1の所で、特区のときには「指示」という強い言い方だったものを、お互いが協定という形で取り結んで、その協定の内容として要請という形で行うのだけれども、その根拠は法律にあって、きちっとした制度の下で進める、そういう制度かと拝聴した。そうだとすると、一番頭の所にある「實際上」というのは、どういう趣旨なのかをもう少し説明いただきたい。

また、ポイント1(2)の③の所で、労働局長が従わないときに知事が厚生労働大臣に申し立てるというこの仕組みは、最終的には厚生労働大臣の判断をもってファイナルとするというような制度設計なのか。

(小早川座長代理) ポイント1の見出しで、国のハローワークを「實際上、都道府県の組織として活用」できる枠組みという表現にしている。これは、その内容は細かく書いてあるとおりなのだが、そのことの意義を手短かに分かりやすく表現しようとしたものである。

法制度上は、国の組織は国の組織、都道府県の組織は都道府県の組織ということで分かれているわけで、国のハローワークは国の組織なのだが、協定とそれに基づく要請の仕組みによって、都道府県の意思と国のハローワークの運営のやり方が合致するようにうまく運営されればよいという考えである。都道府県の側から見れば、「實際上、都道府県の組織として活用できる」ことになるだろうというつもりである。

知事の要請に対して都道府県労働局長が従わない場合の厚生労働大臣への申立ての部分は、まだこの報告書の段階では、大まかなコンセプトを示したものであり、質問のように、厚生労働大臣が申立てを受けて判断をしたらそれがファイナルなのか、あるいはそれに対して何らかの更に別の手続があるのか、あるいはつくるのか、この辺は今後の制度設計で詰めていただきたいという趣旨である。

(平井議員) 今、大橋先生から話があったが、これは多分、ポイント1の所を我々が聞いた感じでの理解をそのまま文字にしてもらったほうが分かりやすいのかなと思う。ハローワーク特区を全国でやってくれというのが都道府県の方のかねての要望であり、かつては、ハローワーク特区を全都道府県で申請するということ

を運動としてやったぐらいである。したがって、ハローワーク特区を全国に適用して拡充強化するのだというぐらいをタイトルに入れてもらった方が、本当は分かりやすいのではないか。ハローワーク特区以下のものをやるわけではなく、ハローワーク特区以上の権限と内容をつくって全国に広げるということだろうから、そこをはっきりとアピールしていただいた方が我々としても有り難い。

厚生労働大臣への申立てがファイナルかどうかというのは、これは正直、いろいろな議論があると思う。最後は訴訟も含めて、不服申立ての手続きがはっきりしていれば、地方側もある意味やりやすいということにもなるし、これから地方版ハローワークをつくることとなると、国と地方がそれぞれ役割を果たしながら、このハローワークという事業をやろうということになるので、そうした新しい時代にふさわしい、国、地方の意見の調整手続というのは本来必要なのだと思う。

別紙3の図柄で若干我々が気になる所は、右側の方の「地方版ハローワーク」の所に括弧書きで、「国への届出・監督の廃止」とわざわざ添えてある。これが、従来と制度が変わらないのだという趣旨であると全然意味がない。単に法律の上での国への届出・監督を廃止するというだけで従来と変わりませんよというのだったら、こんなハローワークをつくる意味はない。住民・企業の利便性の向上や、産業政策と一体となった雇用労働行政の展開が可能となるといった展開ができなければ意味がない。一億総活躍社会、地方創生の解決策としても、この問題へのアプローチが避けて通れない。単なる法律の規定を少しいじって、それで終わりだというのがここに見え隠れしているのであれば、それは多分この分権の会議の趣旨ではないと思うので、魂が入るようにしていただきたい。

真ん中の辺りに、「指示」と同等の知事の権限と書いてあり、「法律上の関与」とある。この辺は、先ほども話があったように、従来、ハローワーク特区だと、「指示」という言葉があった。これを、ここに書いてあるようなことで「関与」ということになったとき、これが従来のハローワーク特区未満のものであってはいけない。以上のことにしてもらわないと意味がない。そのことを是非理解いただきたい。

「財政支援」という言葉で国の支援がある。地方にこれだけの仕事をやるということで、国の制度としてつくるわけだから、もちろん、地方財政上の措置も含めてということになるかと思うが、国としても、そうしたことが地方側にでもできるような十分な措置をしていただく必要があるだろうと思う。

「法律に基づく情報のオンライン提供」は、実は今、地方でも同じようなことをやっている所もあり、ただ、十分にリアルタイムの情報をくれない場合がある。結局、現場で折衝してだんだんと認められているというような実情もあるのだが、法律に基づいて、情報を頂けるということを保証していただきたい。

国が労働局でやっているのと同じようなハローワークをつくることを認めるのであれば、同じ情報を共有できるようにしていただきたい。もちろん、守秘義務は地方公務員法上かかるし、もし必要なら特別の守秘義務をかけていただいても結構だが、我々がやりたいのは、住民のために、あるいは企業のためにいい仕事がしたいということであり、そこどころの同等なレベルを与えていただきたい。

雇用保険の認定は、事務自体はそんなに難しいことではないので、地方版ハローワークで認定等の実施ができるように、十分な配慮をいただきたい。

具体的な中身をつくるときに、地方としっかり協議をしていただきたい。大枠としてこういうことであれば大きな前進になると思うが、それが本当に住民や企業のためにやりやすい制度になるかどうかは現場が知っているので、地方と協議をした上で最終的な詰めを行っていただきたい。

(小早川座長代理) ポイント1の捉え方について、これはハローワーク特区の実績を全国化することだろうとおっしゃったのは、間違いではない。ただ、全国化といっても、法令で一義的に決めつけてしまうのではなく、個別の協定でそれぞれ仕組んでいくということもあり、それが活用「できる」枠組みという表現になっている。内容的に特区の実績を下回らないということはおっしゃるとおりであり、そこは「指示」に代えて「要請」という言葉にしてあるが、「指示と同等の権限」ということで押さえたつもりである。

地方版ハローワークに関しての、国への届出や各種監督の廃止の問題については、国と同列の公的な立場での職業紹介ということであるから、具体的な制度や運用もそれに見合ったものであることが当然必要だろうと思っている。

オンラインの情報提供の話や、雇用保険の認定、職業訓練の指示についての国の側からの職員の配置なり何なりの配慮ということは、国の側で報告書の趣旨を踏まえて十分対応していただけるものと私は理解しているし、当然そうなるだろうというように考えている。

(谷口議員) こちらに示された案が今後実質化されていく際に、国と地方が十分に協議されて、実現可能で、かつ住民の利益を最大化するような制度となるように祈ってやまないばかりである。

私は地方分権改革有識者会議から参加させていただいたということで、これからの時代、人口減少が進む中で、地方が自分たちの地域について頑張るといえることをなるべく支援する。こういった形であれ、それを推進していくということが1つの柱、方針となっていた。しかしながら、国と地方との協議を拝見していくと、この雇用対策やハローワークの業務については、国から地方へ全面移管するとなると、今後も課題や検討すべき点があるということが指摘されたということは、雇用対策部会においても展開されていた。

国が行う役割、例えば、全国の情報ネットワーク、あるいは失業保険、雇用保険の部分や、また緊急時、大きな災害やリーマンショックのような金融不安、こうしたときの国の全国的な対応策の役割というものも指摘された。このようなことを考えると、国の役割といった部分と、今後活躍していきたい、活躍すべき地方の側に対して、国がしっかりと支援をする。このような形が今後具体的な仕組みになっていくと非常に望ましいと考える。

(市川議員) まさしくこういう形でハローワークが展開されることで、求職者側にとって非常に利便性のある形になり、なおかつ、きめの細かいケアをすることで、不正受給の防止等にもつながってくることを期待したい。1点、これから制度設計を進めていただく上で考慮いただきたいのは、求人側の今までの、例えば雇用保険制度に絡むいろいろな手続等も、例えば我々の場合だと、飯田橋1か所で申請手続すればそれでいいわけだが、これが例えば地方にいろいろと移っていく中で、そういう求人側の手続が煩雑にならないように、むしろもっと利便性が進むような形で具体的な制度設計を行っていただきたい。

(神野座長) 平井議員から、若干読み方を間違えられると、というような心配があって、中身については当然平井議員の気持ちは反映されていると思うが、そこについても修文のような提案があったが、先ほどの小早川議員の説明でよろしいか。

(平井議員) 結構である。そこを是非記録として残して、ハローワークが国民の皆様にも使い勝手のいいものとなればよいと思う。市川先生がおっしゃったことも含めて、十分な制度設計を今後図っていただきたい。

(神野座長) それでは、雇用対策部会の報告書について、この有識者会議として了解したということにさせていただきます。よろしいか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) それでは、そのようにさせていただく。長年の懸案であった問題について、解決への基盤ができたと思うので、部会に参加いただいた構成員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

この報告の今後の取扱いについては、次の議題、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針を事務局から説明いただいて議論していく過程で、また議論を頂戴できればと思う。

3. 次に、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針案について、三宅内閣府地方分権改革推進室次長から説明があった。その後、意見交換が行われ、一部の事項については座長一任とするなどした上で、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針案を有識者会議として了承することとされた。

また、農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等、地方分権改革事例集及び地方分権改革シンポジウムについて、池田内閣府地方分権改革推進室次長から説明があった。概要は以下のとおり。

(三宅次長) 資料2が、27年の提案募集の経過である。

資料3が、対応状況である。詳細は精査中だが、対応できるものの割合は7割強となっている。

資料4-1が、対応方針案の概要である。資料4-2が、対応方針案の本体であるが、大部であるので、主なものを資料5にまとめている。一番右側に「分野」を入れて、資料6とリンクできるようにした。

資料6が、昨年の対応方針のフォローアップの状況であり、このうち、27年あるいは27年度中に結論を得るものの状況である。まだ検討中のものも多いが、半数近くは結論が出て、何らかに対応する方向である。

(平井議員) 去年よりも打率が上がっており、72%、何らかの形で対応ができたということである。できれば、全部対応していただけるともっと有り難いのだが、この点について、感謝をまず申し上げたい。

この内容については、是非また丁寧に、特に認められない案件については説明をしていただきたい。再挑戦のことも考えていただけると有り難い。

例えば、今回の中では、中山間地の訪問看護ステーションや病児病後児保育において、専門家の看護師等がいなくて駄目だということががんじがらめにされるとできない。そういうところを我々の方で主張し、認めていただいた。その意味で、本当に今回の成果については評価させていただきたいが、片方で、例えば保健所の件で言えば、そもそも保健所長に医者がならなければいけないのかということがある。本来の本質のところは、保健所長が医師であるという必置規制が果たして現代社会に必要なのかどうかである。

また、今回ハローワークに関する議論の中で、厚生労働省が提示したアンケートでは、「都道府県の88%がハローワークの移管は望んでいない」という結果だったが、全国知事会が首長にアンケートをとったところ、「91%がハローワークの移管を望む」という結果であった。このようにアンケートのとり方や対象者によって正反対のデータが出てきた。

このように各府省とのやりとりには、地方側としてはうなずけないところも出てくるのも事実なので、地方の実情をよく把握いただくために、今後の進め方として、できればこの委員会で地方の現場のヒアリングをやる機会を復活させるなど、地方側の意見の聴取ということも、今後配慮していただければと思う。

(高橋部会長) 2年目に入り、提案募集方式が大分定着してきたのかなという気がしている。事務局に事前相談していただき、提案の中身を具体化、さらには実現可能な方向での内容に修正していただいたことが1つ成果につながったと思う。さらに言うと、受け止める省庁の方も前向きに検討いただいたのかなということ、去年に比べて雰囲気が大分違ったなということが、実際の作業に当たった人間としての感想である。

そういう意味では、地域の自主性や、さらには地域の実情に基づいて地方公共団体の方から提案がされて、それを省庁に取り持って実現するというルートが確立したということは大きな意味があるのではないかと、これは手前味噌かもしれないが、そう思って仕事をさせていただいている。

今、平井議員から幾つか頂戴した意見については、実現したとは言っても、省庁とのいろいろな話合いの中で、部分的には折り合ったところもある。その辺について、どのように提案団体に、もしくは地方団体全体に説明していくのかというのは、今後また事務局とも相談しながら考えていきたい。

(野口構成員) 今の高橋先生の言葉に尽きるかなと思っている。先ほどハローワークの問題に関する小早川先生の御報告を伺っていて、協定という手法、関連する主体と一緒に考えて推進し、目標の達成を図るという手法自体にすごく工夫があると思っている。今回の議論自体も、振り返ってみると、関連する主体と一緒に考えて推進し、目標の達成を図るためにはどうしたらいいのかという協定的な手法の要素があるという点が、検討部会の議論だったのかなと思っている。

振り返って、確実に地方が元気になる分権が進んだのではないかとと思っている。

(伊藤構成員) 私も先ほどの高橋部会長の感想と全く同じ意見を持っている。先ほど平井議員からの意見で、各省との平行線をたどってしまったようなものがあるということで、やはり昨年度に引き続き、一部の案件についてはどうしても折り合えないところがあった。これはなかなか理屈で通すというのも難しいということを改めて感じている。

ただ、各省も今年度は非常に協力いただき、データに基づいて議論をすることができたと思う。その際、各省の側でとってくるアンケートと、こちらの事務局をお願いして出てくるアンケートで全く中身が異なるということがあるが、議論の仕方のベースみたいなものは少しずつできてきていると思う。解釈が相当違うとか、アンケートのとり方に関して議論ができる。さらにそこから詰めて協議ができるという方式が少しずつ手法として定着しつつある、と言うと語弊があるが、そういう議論のベースが少しずつできてきたのではないかとこの感想を持っている。

(大橋構成員) 終わってみると、平井議員から指摘があったように、実現できなかったものについての思いがいろいろよぎるのだが、この制度自体は、地方公共団体で現場を預かっている方が日々感じている問題発見能力に非常に負うところがあり、その問題発見されたものを何とか制度につなげていくということだと思う。そうすると、その問題発見されたものが制度改正に耐え得るような立法事実になるくらいの問題発見なのかという、そのこのところのつなぎがうまくいかなかったところがあるので、これは現場と委員会との共同

作業かなという気がする。

あと、事務局の方に非常に詳細な調査をやっていただいたおかげで、作業がこれだけ進んだのだと思う。事務局の方が非常に一生懸命作業されている中に、地方からお見えになっている研究員も一緒になって奮闘されていて、この場合は、将来の人材養成の場にもなっているのかなとも感じており、問題解決プラスアルファの可能性もあるような作業なのかなと思う。

(勢一議員) 全体的な感想としては、高橋部会長、伊藤構成員がおっしゃったとおり、私も同じように感じており、制度として浸透してきて、府省とのやりとりの中でも理解が進んできたことは、2年目に至っての成果ではないかと感じている。

今回、私自身が非常に有り難かったのは、最初の提案をしてくれた団体の意欲的な提案に加えて、追加でその提案に賛同する団体からの支障事例をたくさん出していただいたことである。声をたくさん出していただけたおかげで、こういう問題が固有の自治体だけではなく、全国的に問題になっている状況をデータを含めてお示しさせていただくことができ、部会での議論をかなり支えていただいたと感謝している。

もう一点、2年目に関わって実感したのは、地方の現状とニーズが多様であるということである。ある特定の分野での支障というのが、特にそういうことを感じていない自治体も多数あれば、どうしてもそれに対応しなければ地域としては困るという自治体も幾つかある。このようなときにどういう手立てを講じて、困っているところを支援することができるのか。ここには、法律で一律に分権することでは対応できない部分がたくさんあると実感した。

これから、地方創生、人口減少の中でいい地域にしていくためには、やはり地域の多様性を個性として活かせるような制度の支援が、まだ引き続き課題になるのかなと感じている。

(小早川座長代理) 皆さんおっしゃったとおりかと思う。私も提案募集検討専門部会に加えていただき、また今年もいろいろ勉強させていただいた。感慨めいたことになるが、分権改革が進んできて、ここまできたのかなと思う。行政の現場でいろいろな違和感がある、従来だとそれが中央への陳情、あるいはもう一步進んで要求というところまでは行くのだが、その域を超えて提案というところまで、多くの都道府県、市町村がそれなりの案を引っ提げてくるようになったということに感慨深い。

更により提案をしていく能力を更に磨いていただきたい。能力が高まれば提案も更にポイントを突いたものが出てくるだろうと思う。私どもを含めて、事務局の方も大変な労力の要る話だが、しかし、自治体の皆さんがますます能力をつけていっていただきたい。それで全体がうまくいくのだろうと思う。

(市川議員) 今年初めて参加させていただいたが、各府省とのやりとり、あるいは現場から出てくる意見が非常に広範囲にわたるもので、本当に議論の中身を詰めていく上で苦労されたと思う。

捉え方と言うか、手法というのが、かなり現場と府省とでは捉え方の切り口が違うのだなという部分を、議論の中身を読ませてもらって感じた。そういう意味では、こういう機会を通して、ある意味では国の考え方の本質的な部分を引き出すという意味でも非常に価値があると思うし、同時に現場で何が起きているかということを知るとい意味では、このやりとりというのは非常に貴重だと思う。

その意味で、検討部会の皆さんが意見を出される部分は、非常に細やかな気遣いで意見を出されている。そして、その後、第2の回答なり、新しい建設的なアイデアが出てくるという意味では、本当にすばらしい仕組みが動き始めたなというように感じている。

あとは、今回こういう形でいろいろプロセスが進んでいるので、これが実際に実行されていった後の成果。事例集というのを私も初めて読ませていただいたが、非常にすばらしい報告書だと思うので、是非今回の結果に関しても事例集という形で取りまとめると同時に、それぞれの関係する府省あるいは自治体において、成果についての議論、PDCAもしっかり回していく。そういう仕組みも是非今後は検討いただきたい。

(谷口議員) 今、先生方がおっしゃられたこと、また、事務局の方からのこれまでの対応からも、本当にそれに尽きると思う。今、先生方から伺った点では、少しこういった枠組みが定着してきているのかなということだった。今後、フォローアップだとか、また取組の評価ということも含めて、次の段階の取組のベースというものが練られていくと思うので、また微力ではあるが、参加させていただきたい。

(平井議員) 地域をよくするためにどういう行政スタイルがいいのか。これは、どこどこ省の何々課がやらなければいけないという時代ではないと思う。一番ふさわしい人が一番住民の声を聞いて現場で処理していく。そういう体制を作っていくのが地方分権になると思う。あわせて、地方分権は、それについて住民が参加して、その制度設計ができること、その意思決定に参加するデモクラシーのシステムが現場にあるので、地方でできることは地方でという補充性の原則をまた一層、徹底して確保していただけると有り難い。

(神野座長) この件について取り計らいを伺う前に、前提となるべき事項を御承知置きいただければと思う。

第一に、この対応方針のうち、ハローワークの部分である。これは本日、小早川議員から説明いただき、さらにここで了承いただいた雇用対策部会の報告書を基に厚生労働省等々と調整しながら、事務局において対応方針を作成していただくということをまずお願いする。

第二に、資料6の先ほど事務局から最後に説明があったところである。26年対応方針のフォローアップの状況で、引き続き検討中とされているものについては、年内及び年度内に結論が出るように、事務局において引き続き調整につき奮励努力していただくことになるので、来年以降もフォローする必要があるものうち、今回、対応方針に加えるべきものについては加えたい。この取扱いについては、私に一任いただきたい。

加えて、第三として、本日の資料にはないが、平成27年の提案の中で、予算編成過程で検討を求めた提案がある。これについては、予算編成後に最終回答を取りまとめるというようにならざるを得ないため、そのようにしているので、これについても私に一任頂戴できればと思う。

今言った、私に一任いただくこと等を前提として、今回の対応方針案を議論いただき、私としてはほぼ皆様方の同意が得られていると考えているので、有識者会議として了承したということにさせていただければと思う。よろしいか。

(平井議員) 大賛成である。その上でだが、これから厚生労働省と内閣府でハローワークについて、権限移譲の中身を詰めるという調整をされるそうだが、その際に地方の代表者も預らせていただく形にできれば有り難いと思う。この経緯をよく御案内いただいている小早川部会長はじめ、そうした先生方にも指導いただきながら進めるという、もちろん、そういう方針だと思うが、そのことを確認させていただければと思う。

(神野座長) 御提案、承ったということにさせていただき、しかるべき対応をさせていただければと考えている。以上を条件として、了承いただいたということにさせていただいてよろしいか。

(「はい」と声あり)

(神野座長) それでは、了承いただいたということにさせていただく。

今後であるが、政府におかれては、私どもの今日の議論等々を念頭に置きながら、政府の方の対応方針の決定に向けて、各府省との最終調整を伏してお願いを申し上げます。

引き続き、その他の所に関わるることについて、事務局から報告をいただければと思う。

(池田次長) 農地転用許可権限については、本年6月に公布された第5次地方分権一括法において、都道府県及び農林水産大臣が指定する市町村に移譲することになり、来年4月に施行される。8月に立ち上げた指定基準等に関する検討会には、地方団体の代表と有識者にも加わっていただき、3回にわたる充実した議論を経て、11月10日に取りまとめが行われた。資料7-1が、概要版である。

地方分権改革事例集は、これまでの改革の成果を国民の皆様あるいは地方団体の関係者に目に見える形で還元するという取組の1つとして作っており、昨年に続いて2回目の作成である。30の事例を掲げており、関連するほかの自治体の取組もコラムとして記載し、全部で41の事例を紹介している。

地方分権改革シンポジウムも、地方分権改革の成果を国民の皆様へPRしていくこと、先進的な取組を地方団体の中でも情報共有することを目的としている。昨年度は東京で開催したが、今年度は来年1月13日に京都で開催することとしている。参加者は、大体300人程度を想定している。

(平井議員) 大臣が到着されたが、このたびハローワークについて、新しい分権改革を実現していく道筋をつけていただいた。また、今、説明があった農地改革についても道筋をつけていただき、長年の非常に難しい課題に、今、地方分権改革推進本部が年々解決策のカードを切ってくださっている。非常にパワーを発揮し

ていただいております、感謝を申し上げます。

その上で、ハローワークが、本当に企業や住民、国民にとって使いやすい制度になるためには、仏を作ったわけだが、魂を入れなければならない。それが一億総活躍社会につながり、地方創生につながるのだから、これから法制化などもあるかと思うが、その辺の仕上げを是非フォローアップしていただければ有り難い。

また、農地転用についても、総量としての農地の規模、総量は実情に即したものであることが大前提であるし、そのような形で現場に即した制度の運用がなされるように、なお一層指導いただければと思う。

4 最後に、石破内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(石破大臣) 本日は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針案について了承いただいた。誠にありがとうございました。

去る9月4日、前回の合同会議の後に、それぞれの大臣に対して、改めて閣僚懇談会において、実現困難な部分が提案にある場合にも、なぜそうなのかということ、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して、明確かつ迅速に説明し、地元側の納得を得なければならない。まず、駄目だと言って、理由は自分で考えなさいという話にはならないということである。現行規定で対応可能でも、どうすれば可能なのかが分からなければしようもない話であり、これを通知等々で明確に示し、具体的かつ丁寧に説明をし、地方側の納得を得る必要があるということで、各大臣にはさらにリーダーシップを発揮してほしいとお願した。

そのとおりになっているかどうかはまた指摘をいただきたいと思っている。言いつ放しでも仕方がないことで、本当にそれがそのとおりになっているかどうかまで指摘をいただきたい。

その結果として、現在、精査中ではあるが、提案が実現するなど対応できるものの割合は、約7割となる見込みである。各府省の皆様方にも尽力いただいた。ありがとうございます。

実現した具体の提案を見ると、本年も、提案募集方式ならではの成果が上がっていると認識している。地方創生が本格化した年でもあり、地方創生、人口減少対策に資する提案を多く頂戴することができた。

また、国が気が付かなかった事項についても、具体的な事例に基づく提案をいただき、施策の前進につながったと考えている。

今、平井知事からも話があったハローワークだが、雇用対策部会で議論いただいた報告書を了承いただき、部会長の小早川議員、谷口議員をはじめとして、皆様方には短い期間ではあったが、精力的に議論し、報告書を取りまとめでいただき、ありがとうございました。

このハローワークについては、これもなかなか大変な話であり、労使ともにそれを望んでいないとか、あるいは国際条約はどうだとかいろいろな話があり、長年ずっと議論が続いてきたものである。しかしながら、この際に、決着を図らねばならない。何をやっても賛成論と反対論は当然あるわけだが、議論をいつまでしていても仕方がないことだと私は考えていた。

そのようなことで、雇用対策部会の検討結果を踏まえて、速やかに厚労省と調整をし、利用者の利便性向上を第一義として、結論を得たいと考えている。このハローワークの地方移管も含めて、政府としては、本日の議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議における対応方針の決定に向け、最終的な調整を進めてまいりたい。

農地転用もそうだし、全てそうなのだが、権限が移譲されるということは、当然の話だが、責任も移譲される。そうすると、それに対応するだけの体制整備ができていないか、国との連携が十分かと言えば、それは移行時に必ず混乱は生ずるものであり、それも迷惑するのは国民であるから、そういうことがないように先生方の意見も頂きながら、国と地方との連携をしっかりとやっていかねばならないと思っている。

今まで国だとかこうだったのに、地方に移管されたらこうなってしまったという話を聞かないわけではない。そこはよく国と地方が連携をしながら、利用者の利便性向上ということを第一に考えたい。

また、これをやることによって、どう利便性が向上するのかということが分からなければどうにもならない話であり、これをやることによって、例えばハローワークで言えば、職を求めているAさんは、今、こんなに困っていたのにこんなによくなったということ、具体的に国民に分かっていただかなければならない。また、働く人を求めているBという企業にしてみれば、今までこうだったのにこんなによくなったということが、移行した後すぐにその効果を発現しなければいけないと考えている。

シンポジウムも300名のお客様ということだが、これを聞いてよく分からなかったねと帰られるとどうにもならない。これを聞いてよく分かったねと言っていただけのように、私どもとしても努力していかねばならないと思うし、それぞれの分権を受けた所の職員の方々が、多分これもDVDに落とすことになるのだろう

と思うが、見て理解してもらわなければならない。シンポジウムやパネルディスカッションやフォーラムや、いろいろなことがあるが、それに来ることに意義があるのではなくて、開催することに意義があるのではなくて、それを見て、よし分かったぞということで帰ってもらうような工夫を私どももしてまいりたいと思うので、今後とも御教示賜るようお願いする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)